



キャリアコンサルタント 養成講習

12月期

大阪土曜コース

大阪日曜コース

目次 1～14 ページ

- 3. キャリアコンサルタント養成講習 12月開講コースのご案内
- 4. コースと開催日程
- 5. 国家資格キャリアコンサルタント試験のご案内
- 6. 受講料割引と入会のご案内
- 8. キャリアコンサルタント養成講習 説明会について
- 9. 学費ローン（受講料分割払い）のご案内
- 11. 専門実践教育訓練給付制度について
- 14. JAICOの講習修了後のサポート

受講約款 16ページ～

明示書 18ページ～

キャリアコンサルタント養成講習
受講お申込サイトは
こちらから↓



JAICOKANSAI

一般社団法人日本産業カウンセラー協会 関西支部
〒540-0033 大阪市中央区石町2丁目5番3号
エル・おおさか南館3階
TEL：06-4963-2357
E-mail：kns-career@counselor.or.jp

2026年12月

働く人をサポートする国家資格



キャリアコンサルタント養成講習 関西支部・12月開講コースのご案内

働く人と組織の双方が“キャリア観の変化や、ゆれ・ゆらぎ”を抱いている今、
キャリアコンサルタントのスキルとライセンスが光る時代です。

＜キャリアコンサルタントはこんな場面で活躍しています＞

- 企業の人事・社員教育、人材開発部門で人事制度や研修の企画・実施、相談室での相談
- ハローワークでの求職者支援
- 人材派遣会社での派遣スタッフへのキャリア形成支援
- 大学・専門学校などで学生の就職支援 など

キャリアコンサルタントの活躍の場は広がっています！



2026年＜12月1日開講＞受講者募集中！

講習内容	【スクーリング】実習および講義（12日間・84時間） 【在宅学習】テキストとe-Learningによる学習（69時間）
申込期間	2026年8月6日～2026年11月17日 ※定員に空きがある場合は受付を延長することがございます
受講期間	4ヶ月間：12月1日開講（2026年12月1日～2027年3月31日）
スクーリング会場	エル・おおさか南館（大阪府中央区石町2丁目5番3号）
受講料	330,000円（通常価格・税込） ※教材費・テキスト電子書籍版込 スクーリングのための交通費・宿泊費は自己負担となります [支払方法] ①お振込み（一括）②学費ローン（分割払い）

本講習修了で
2027年7月の国家試験を受験できます

説明会に参加して申込みと…
通常価格 330,000円 が⇒ 308,000円（税込）

専門実践教育訓練給付制度の利用により、さらにここから
受講料の **最大80%** 支給

※給付金のご利用は受講前手続などいくつか条件があります。詳しくはハローワークへお問い合わせ下さい。



JAICO® 一般社団法人日本産業カウンセラー協会関西支部
TEL) 06-4963-2357 E-mail) kns-career@counselor.or.jp

2026年12月開講 国家資格キャリアコンサルタント養成講習 開講日程

【大阪土曜コース】

コース	定員		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	予備日
大阪		日程	12月5日	12月12日	12月19日	12月26日	1月9日	1月16日	1月23日	2月13日	2月20日	2月27日	3月6日	3月13日	3月20日
			土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土	土
土曜コース 集合研修	18	時間	10:00～18:00（7時間）												
		会場	エル・おおさか南館：大阪市中央区石町2-5-3 （＊エル・おおさか本館：大阪市中央区北浜東3-14 の南側）												

【大阪日曜コース】

コース	定員		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	予備日
大阪		日程	12月6日	12月13日	12月20日	12月27日	1月10日	1月17日	1月24日	2月14日	2月21日	2月28日	3月7日	3月14日	3月21日
			日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日曜コース 集合研修	18	時間	10:00～18:00（7時間）												
		会場	エル・おおさか南館：大阪市中央区石町2-5-3 （＊エル・おおさか本館：大阪市中央区北浜東3-14 の南側）												

＊天候等の都合により、集合研修の演習日がZoomによるオンライン講習となる可能性があります。

修了要件として、スクーリング日程12日間（84時間）のうち、70時間以上の出席が必要となります。

出欠は分単位でカウントしております。

（70時間未満は未修了となり、受験及び専門実践教育訓練給付金申請は不可となります。）

＊振替受講は1日目～7日目、10・11日目までで、原則として3回まで可能。

・振替受講は同日程への振替となります。なお、振替先の受け入れ状況により、受け入れ不可となる可能性があります。

＊第12日程は必ず出席。

各教室の日程をご確認のうえ、受講可能な教室をお選びください。

国家資格 キャリアコンサルタント試験のご案内

「国家資格キャリアコンサルタント養成講習修了後の試験日程のご案内です。
各講習修了後、以下の日程で試験が実施されますので、ご参照ください。

当講習を修了されますと、国家資格キャリアコンサルタント試験の受験資格が得られます。

国家資格キャリアコンサルタント養成講習 申込から試験までのスケジュール（2026.07現在）

キャリア コンサルタント 養成講習	試験										合格 発表
	第○回	案内配布		出願期間		受験票送付		学科/ 論述	試験日		
		開発 協会	協議会	開発 協会	協議会	開発 協会	協議会		実技 開発協会	協議会	
第32期 2026.12.1～ 2027.3.31	第35回	-	4/7(水) ～ 4/26(月)	4/13(火) ～ 4/28(水)	4/13(火) ～ 4/26(月)	6/15 (火)	6/15 (火)	7/4 (大阪)	7/10,11, 17,18	7/16,17,18, 19,24,25	8/24
第33期 2027.4.20～ 2027.8.19	第36回	-	8/9(月) ～ 8/31(火)	8/20(金) ～ 9/1(水)	8/20(金) ～ 8/31(火)	10/12 (火)	10/12 (火)	10/31 (大阪)	11/6,7, 13,14	11/6,7, 12,13,14, 20,21	12/15

開発協会...特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会
協議会...特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会

各協会の試験の詳細については各ホームページをご確認ください。

日本キャリア開発協会
HP



キャリアコンサルティング
協議会HP



国家資格キャリアコンサルタント養成講習

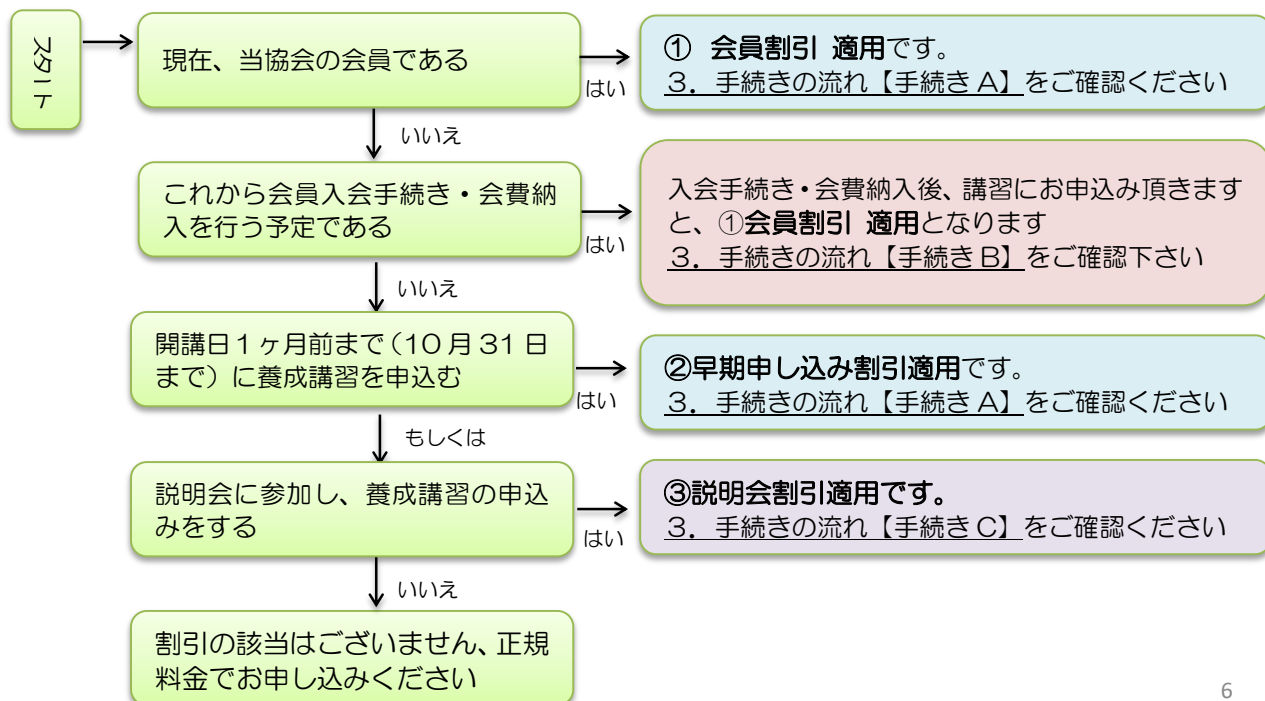
2026 年 12 月開講（第 32 期）【 受講料割引と入会のご案内 】

1. 「正規受講料 330,000円（税込）」に対する割引適用条件と割引適用受講料

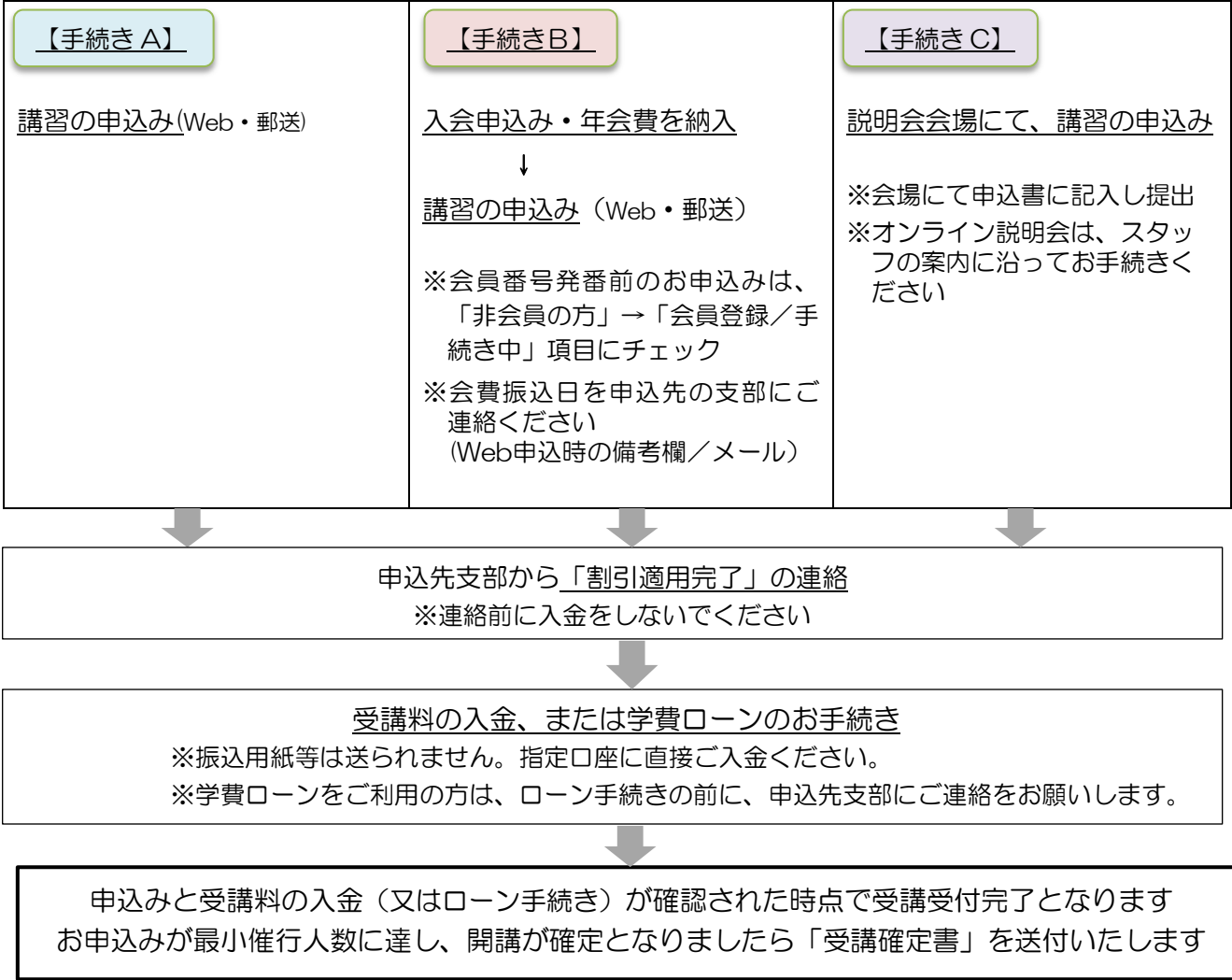
申込み時の申請で適用されます。併用はできません。
専門実践教育訓練給付金の申請は、割引後の金額が対象になります。

名 称	割引額と 割引適用後の価格	適 用 条 件
① 会員割引	33,000(税込)円割引 <u>297,000円(税込)</u>	一般社団法人日本産業カウンセラー協会会員であること ※会員入会と講習の申込みは、同時に手続きが可能 ※入会手続きの完了後に適用
② 早期申込み割引	22,000円(税込)割引 <u>308,000円(税込)</u>	「キャリアコンサルタント養成講習」の開講日1ヶ月 (10月31日) までに申込みを完了していること。 ※Web申込み：申し込み情報の送信完了 ※郵送申込み：申込書必着
③ 説明会割引	22,000円(税込)割引 <u>308,000円(税込)</u>	「キャリアコンサルタント養成講習」の説明会に参加 し、申込みをしていること。

2. 確認チャート



3. 手続きの流れ



＊ ＊ 日本産業カウンセラー協会 入会案内 ＊ ＊

- 入会・再入会のお手続き
協会 HP「資格登録・入会申込フォーム」から送信、または入会申込書をご郵送ください。
入会金、年会費は指定の口座へお振込みをお願いします。
＊ご入会の手続き・会員特典はこちらから↓
<https://www.counselor.or.jp/admission/tabid/158/Default.aspx>



- 会費（入会時費用）
 - ・4月からの会員（4月1日～翌年3月31日）
登録料（入会金）7,000 円、年会費 10,000 円 <合計 17,000 円>
 - ・10月からの会員（10月1日～翌年3月31日）
登録料（入会金）7,000 円、年会費 5,000 円 <合計 12,000 円>
- ※家族会員もごございます。詳細は協会 HP まで

◆2026 年 12 月開講講習をお申込みされる方で、入会をご希望の方へ
入会日は入会申し込み日、会費は 10 月入会（合計 12,000 円）でお申し込みください。

◆入会お手続き後の講習のお申込みについて
入会申込み直後は会員番号が発番されていません。「入会手続き完了のお知らせ」のハガキ（会員登録番号記載）が届くまでは、講習申込みは「非会員の方」ボタンからお進みください。

関西支部主催 キャリアコンサルタント養成講習 説明会について

関西支部ではキャリアコンサルタント養成講習無料説明会、
産キャリ無料説明会、対面説明会（不定期開催）を開催しています。

いずれの説明会も実際の講習の指導者が説明いたしますので、
ご不明な点などございましたらその場でご質問いただけます。
ご参加をお待ちしております。

■ キャリアコンサルタント養成講習無料説明会

開催日時：毎月第1・3・5土曜

開催時間：19：00～20：30

開催形態：Zoomを利用したオンラインにて実施

※但し、オンラインから対面に変更して実施することがあります。

■ 産キャリ無料説明会

（産業カウンセラー資格との合同開催）

開催日時：毎月第2・4土曜

開催時間：19：00～20：30

開催形態：Zoomを利用したオンラインにて実施

■ 無料対面説明会

（上記日程以外に不定期開催予定）

開催場所：エル・おおさかにて実施予定

所要時間：1時間半程度

上記以外の対面説明会も開催予定（不定期）

・詳しい日程につきましては
関西支部ホームページもしくは下記QRコードからご確認ください。

■ 説明会参加特典として受講料の説明会参加割引あり！

※割引は原則12月期開講対象となります。

（詳しくはP.4〈受講料割引のご案内〉参照）

説明会参加の
お申込みは
こちらから↓



国家資格キャリアコンサルタント養成講習 学費ローン（受講料分割払い）のご案内

支払い回数は最大24回！ ボーナス加算もご利用可能です。

◆支払回数

6・10・12・15・18・24回から選択

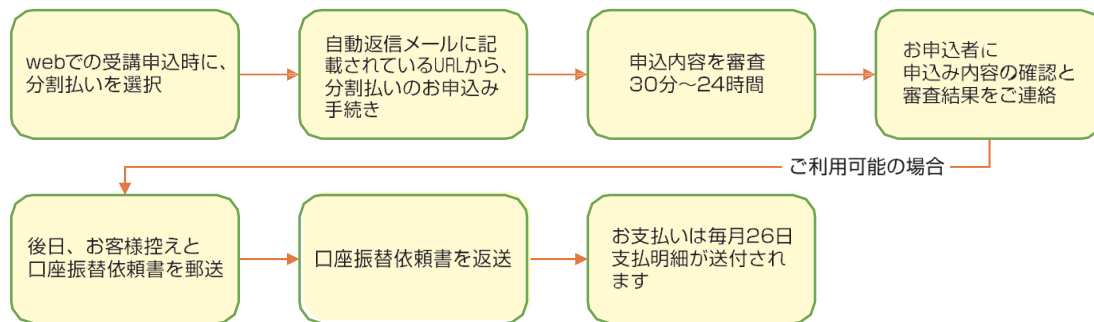
※ボーナスは年2回・加算額は受講料の50%（165,000円）まで

※分割払いの対象金額は、受講料全額のみです

◆支払方法

①均等分割払い②ボーナス併用払いのどちらかを選択

お申込みの流れ



学費ローンお申込トップページ



申込登録画面

必須 学納金

受講料金額（税込）を入力（※割引適用者は割引後の金額）

必須 学籍番号

学籍番号に✓を入れ、「申込番号」（15桁）を入力

必須 学部・学科・コース

キャリアコンサルタント養成講習と入力

必須 学費の対象年度

20××年1年次 と入力

必須 対象受講期間

「その他」欄に「4」カ月と入力（※6か月コースは「6」）

必須 納付期限

申込日より1週間後の日付を入力

支払い例（受講料：330,000円・実質年利6.0%） ※ご契約方法により多少異なります

①「分割均等払い」を利用した場合

6 回払い 月々：55,966円 最終回：55,967円

12 回払い 月々：28,401円 最終回：28,406円

24 回払い 月々：14,625円 最終回：14,633円

※ご返済例はあくまでも目安となります。詳細は三井住友カード株式会社へお問い合わせください。

②「ボーナス併用払い」を利用した場合

支払い回数12回・ボーナス月（年2回）は+30,000円

月々：23,437円 最終回：22,434円

ボーナス月加算額：30,000円/29,999円

お申込みの際の注意事項

- ・受講料分割払いをご希望の方は、受講のお申込み・学費ローンのお申込み、いずれもインターネットからとなります
- ・未成年や学生の方は、親権者の同意や代理契約、連帯保証人が必要になる場合がございます
- ・審査の結果、分割払いのご利用不可の場合には、現金一括によるお支払いに変更をお願いします

お問い合わせ先

三井住友カード株式会社 カスタマーセンター

TEL：050-3827-0375 営業時間 10：00～17：00 平日・土日祝日（年末年始除く）

専門実践教育訓練給付制度について

当協会の「キャリアコンサルタント養成講習」は「専門実践教育訓練給付制度」の指定講座です。詳細は以下をご参照ください。

「専門実践教育訓練給付金」を受けるには？

「専門実践教育訓練給付金」は、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者(在職者)または被保険者であった方(離職者)が対象となります。

養成講習開講日の原則 2週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブ・カードを作成し、ハローワーク（公共職業安定所）へ必要書類を提出する必要があります。

支給対象者

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給対象者(受給資格者)は、次の①または②に該当し、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方

① 雇用保険の被保険者

専門実践教育訓練の受講を開始した日（以下、「受講開始日」という）に雇用保険の被保険者の方のうち、支給要件期間が3年以上ある方

② 雇用保険の被保険者であった方

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合には最大20年

以内）であり、かつ支給要件期間が3年以上ある方

※上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方については支給要件期間が2年以上あれば可（平成26年10月1日前に教育訓練給付を受給した場合は、その受給に係る受講開始日から今回の受講開始日までに、通算して2年以上の被保険者期間が必要）。

 給付金は、一定の条件を満たした方が所定の手続きを行った場合に適用されますので、受給条件等を必ずご確認ください。

<厚生労働省ホームページ>

● 教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

● 専門実践教育訓練給付金Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197058.html>

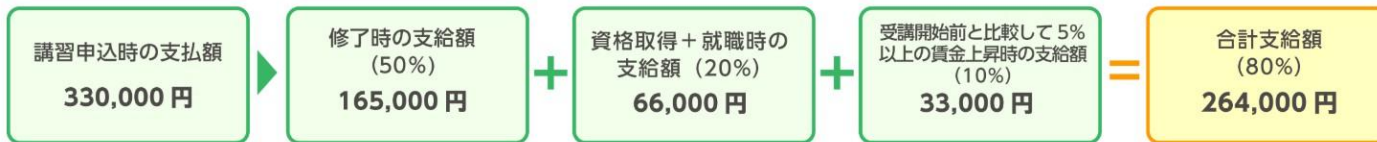
給付金が支給されるまでの流れ



給付金が適用された場合の受講料と支給額

■ 通常価格の場合

※金額は全て税込み



実質自己負担額 **66,000円**

■ 当協会「会員割引」を適用の場合

※金額は全て税込み



実質自己負担額 **59,400円**

※割引制度については、「講習概要」の受講料欄の「受講料の割引制度について」でご確認ください。

厚生労働省 専門実践教育訓練
給付金のご案内 (2025.8.1改)

専門実践教育訓練給付金の受給をご検討される方は支給要件や手続き等の詳細を、ご自身の住所を管轄するハローワークにお問合せください。



専門実践教育訓練給付金の申請手続き

【受講前】

1. 本人の住所を管轄するハローワークで受給資格&支給要件の確認
2. 訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受けてジョブ・カード作成
3. 申請手続き
ジョブ・カードを作成し、**受講開始日の原則2週間前までに**下記の書類を本人の住所を管轄するハローワークに提出します。

(主な提出書類)

- ① 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ② 訓練前キャリアコンサルティングを受けて作成したジョブ・カード
- ③ 本人・住居所確認書類及び個人番号(マイナンバー) 確認書類
- ④ 写真2枚 (最近の写真、正面上三分身、縦3.0cm×横2.4cm)
- ⑤ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

【受講修了後】

4. 支給申請①
専門実践教育訓練の受講が修了したら、受講修了日の翌日から1か月以内に下記の書類を本人の住所を管轄するハローワークに提出し、申請手続きを行います。

(主な提出書類)

- ① 教育訓練給付金支給申請書
- ② 教育訓練給付金の受給資格者証
- ③ 専門実践教育訓練修了証明書
- ④ 領収書教育訓練給付金の受給資格者証

【資格取得・就職】

5. 支給申請②(※)
受講を修了した後、受講した専門実践教育訓練が目標としている資格を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方、またはすでに被保険者として雇用されている方が受けられます。
支給申請期間は、雇用された日の翌日から起算して1ヶ月以内、被保険者としてすでに雇用されている方は、資格を取得した日の翌日から1ヶ月以内です。
※追加給付を受けるためには、受講開始時点に受験することが予定されていた最初の試験に合格し、キャリアコンサルタントの資格登録をする必要があります。

【訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇】

6. 支給申請③
専門実践教育訓練を修了し、資格取得・就職して、訓練終了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して5%以上上昇した場合、雇用された日(キャリアコンサルタント資格登録日より先に雇用された、または雇用されている場合は、キャリアコンサルタントの資格登録日)の翌日から6か月以内に、本人の住所を管轄するハローワークにて支給申請を行います。

i 専門実践教育訓練給付金の受給をご検討される方は、受給資格や受給に必要な手続等の詳細について、**ご自身の住所を管轄するハローワークに必ずご自身でご確認ください。**

専門実践教育訓練給付金 受講前の手続き

本人の住所を管轄するハローワークにて
受講開始日の原則2週間前までに申請のお手続きをお願いします

※受講開始日＝スクーリング初日ではありませんのでご注意ください

Step1

受給資格 & 支給要件の確認

Step2

訓練前キャリアコンサルティング受講 ジョブ・カード作成

Step3

申請手続き

指定番号：1310171-1920011-0

教育訓練施設の名称：一般社団法人日本産業カウンセラー協会

教育訓練講座名：一般社団法人日本産業カウンセラー協会
キャリアコンサルタント養成講習

受講開始予定年月日：2026年12月1日

受講修了予定年月日：2027年3月31日

(提出書類)

- ①教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票
- ②訓練前キャリアコンサルティングを経て作成したジョブカード
- ③本人・住居所確認書類及び個人番号（マイナンバー）確認書類
- ④写真2枚（最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.5cm）
- ⑤払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード

『受給資格者証』が交付されます

※詳細はハローワークまでお問合せ下さい

JAICOの講習修了後のサポート

JAICOでは、キャリアコンサルタント養成講習修了後も国家試験合格とその後のご活躍に向けた講習など、サポートメニューを多数ご用意しています。

キャリアコンサルタント養成講習 2026年12月1日～2027年3月31日

第35回 キャリアコンサルタント国家試験 受験申請期間

2027年4月13日(火)～26日(月)

キャリア模試

2027年5月30日(日)

(業界初・協会オリジナルの体験型全国統一模擬試験)

会場/オンライン

- 最新出題傾向分析、オリジナル問題
- 充実のポイントレクチャー (解説)
- フィードバックレポート (個人成績表)

試験対策 補強・弱点強化

試験対策講座

(各支部にて実施)

- 学科対策講座
- 論述対策講座
- 面接対策講座

国家試験		※キャリアコンサルティング協議会の日程
学科+実技(論述)	2027年7月4日(日)	
実技(面接)	2027年7/16(金)、17(土)、18(日)、19(月祝)、24(土)、25(日)	
合格発表	2027年8月24日(火)	

合格後、キャリアコンサルタント国家資格登録

更新講習 (通学/オンライン)
(知識8時間+技能30時間)

充実のラインナップで、資格更新のためだけでなく、知識、スキルのさらなる向上にお役立ていただけます。

JAICO CC倶楽部

(Facebookグループ)

キャリアコンサルタント有資格者の方々や資格に関心をお持ちの方々の交流の場です。

イベントやFacebookを通じて情報提供・情報交換、専門性を活かした相互研鑽などを行います。



キャリアコンサルタント養成講習受講約款

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会（以下「甲」という）が実施するキャリアコンサルタント養成講習（以下「講習」という）に適用される条件を定めたものです。講習を受講しようとする者（以下「乙」という）は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとします。

第1条 受講契約の成立

乙が、甲に対して講習受講申込書を提出した時点で乙は本約款に同意したものとします。受講契約は、乙による講習受講料支払又は乙と信販会社との間の学費ローン契約の成立を甲が確認した後に、甲が乙に対して乙の受講を承諾した旨の書面を発送した日又は電子メールを発信した日に成立するものとします。

第2条 講習の実施

甲は、受講案内記載の日時に講習を実施します。ただし、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等を変更又は代替措置を講ずることとします。

第3条 受講の条件

- 講習においては自己開示を要し、精神的負担が課される場合があるため、乙が心の疾病で治療中等の場合は、必ず甲及び乙の主治医に相談し、書面による主治医の許可（診断書等）及び講習受講に関する乙の同意書を甲に提出するものとします。
- 講習のスクーリング初日に、乙は本人確認として公的身分証明証を持参し、これを甲に提示するものとします。

第4条 受講契約の解除

- 乙は、開講日前に受講契約を解除する場合は、甲に対して書面又はメールを送付するものとし、受講契約は当該書面又はメールが甲に到達したときに解除されるものとします。
- 乙が、開講日前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。
 - 開講日前 4 週間の応当日（応当日が土曜、日曜、国民の祝日・休日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、甲は乙に対して支払い済み受講料から事務取扱手数料 2,000 円（消費税を含む）を控除した金額を乙が指定する口座に振り込む方法により返還します。振込手数料は甲の負担とします。
 - 開講日前 4 週間の応当日を超過し開講日前日（開講日前日が土曜、日曜、国民の祝日・休日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、甲は乙に対して支払い済み受講料から講習開講の経費（受講料の 15 % 相当分）及び事務取扱手数料 2,000 円（消費税を含む）を控除した金額を乙が指定する口座に振り込む方法により返還します。
- 開講日以降は、以下の各号の場合を除き乙は受講契約を解除することはできません。以下の各号の場合の返金

等の取り扱いは、甲所定の基準によるものとします。

- 乙が受講教室の変更が不可能な地域へ転勤する場合。
 - 乙が事故又は重大な心身の疾病によりそれ以降の受講が不可能になり、かつ医師の診断書が提出された場合。
 - 乙が死亡した場合。
- 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに受講契約を解除することができます。この場合、講習受講料は返還しません。
 - 乙が、犯罪行為、反社会的行為又は著しく公序良俗に反する行為をしたとき。
 - 乙が、受講中に講師、演習講師等の指示に従わず、又は講習の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないと甲が判断したとき。
 - 甲又は乙が、契約解除をした場合、乙は、既に乙に配布された甲が著作権を有する教材・資料等を、乙の費用負担により速やかに甲に返却するものとします。

第5条 オンライン講習の受講

甲の実施する養成講習のうち、オンラインで行われる養成講習（以下、「オンライン講習」という）については、本約款の他の規定に加え、本条の規定を適用します。なお、講習を一部オンラインで実施する場合も以下に準じます。

- （オンライン講習の定義）

本講習におけるオンライン講習とは、職業能力開発促進法施行規則の定めるところにより「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法」で実施する講習をいいます。
- （視聴環境の準備）

乙は、オンライン講習受講のための視聴環境（インターネット回線、パソコン等機器、ソフトウェアなど）は、甲の指示するところにより、すべて乙の費用と責任でこれを準備するものとします。
- （事前の視聴環境確認と乙の視聴環境による障害）

乙は、受講申込前に、甲の提示するオンライン受講の視聴環境を有していることの確認を行うものとします。乙がその確認を行わずに受講し視聴不能となった場合、甲はその責を負いません。また乙がその確認を行った場合でも、乙の視聴環境における自然災害、火災、停電又は回線障害・接続障害、及び乙の視聴設備の保守・点検等に伴うシステム停止、中断、制限が発生した場合、乙に生じた損害について甲は責任を負わず、甲は乙に受講料を返還しないものとします。
- （乙の画像共有）

乙は、受講の際、講習参加者全員に自己の画像が共有される環境（ビデオオン）にすることを予め了承するものとします。
- （講習内容の外部漏洩防止、講習に集中できる環境の設定）

乙が、本講習を受講する際は、自宅の個室またはそれに

準じた機密性のある室内で受講するものとし（当該個室への本人以外の者の出入りの回避、公衆 Wi-Fi は使用しない等）、講師を含む参加者の個人情報、事例、教材、講習の具体的な内容や進め方について、第三者が知り得ないよう配慮（防音・ヘッドセットまたはイヤホンマイク等）をするものとします。

⑥（乙以外の者の同席・視聴の禁止）

乙は、オンライン講習受講の際、乙本人以外の者を同席させ又はこれに視聴させることはできません。

⑦（ID・パスワードの管理、受講資格の共有・貸与・譲渡の禁止）

乙は、オンライン講習で付与される ID やパスワード等が第三者に漏れることのないよう管理するものとします。乙は、受講資格を第三者と共有すること、貸与又は譲渡することはできません。

⑧（ダウンロード、不正アクセス等、講習運営妨害行為の禁止）

乙は、オンライン講習のダウンロードや不正アクセスを試みる行為その他甲の運営を妨害する行為をすることはできません。

⑨（乙が禁止行為を行った場合の措置）

乙が、本条の⑥、⑦又は⑧に定められた禁止行為を行ったとき、又はそのおそれがあると甲が認めたときは、甲は乙の承諾なく、乙の受講をはじめとした一切の乙に対するサービスを停止し、前条第 3 項第 2 号に基づいて直ちに受講契約を解除することができます。

第 6 条 著作権

1. 講習に関する著作権は、甲又は使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。乙は、甲が配布するテキスト、DVD、その他一切の教材を複写複製し又は他で使用することはできません。

2. 乙は、講習内容を録画・録音することはできません。録画・録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製し又は他で使用することはできません。

3. 乙は、講習の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

第 7 条 免責事項

甲の責めに帰さない事故ならびに講習を実施する施設内において生じた盗難及び紛失などについては、甲は責任を負いません。

第 8 条 受講に関する支援

1. 講習は、原則として日本語で行います。
2. 受講にあたり補助・介助などの支援を必要とする場合には、事前に甲と協議し合意するものとします。
3. 甲は、事業者として、障害者差別解消法に定める合理的配慮を提供します。

第 9 条 個人情報保護

- 1 甲は、講習に関連して収集した乙の個人情報については、個人情報保護法及び甲が定める「個人情報の取り扱い」を遵守し、適切に取り扱います。
- 2 乙は、講習に関連して知りえた個人情報等を目的外に使用し又は第三者に開示することはできません。

第 10 条 修了認定

乙が、所定受講時間数及び課題学習・習得度確認試験を修了したときは、甲は一般社団法人日本産業カウンセラー協会キャリアコンサルタント養成講習修了証を交付します。

第 11 条 通知

乙は、住所、氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛に発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

第 12 条 責任の制限

講習に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講習受講料を上限とします。

第 13 条 協議解決事項

本約款に記載のない事項、又は条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙双方誠実に協議して解決を図るものとします。

第 14 条 管轄裁判所

講習受講契約に関して紛争が生じた場合は、甲の本部の所在地又は担当支部の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

2016 年 1 月 20 日作成

2016 年 11 月 27 日改定

2020 年 9 月 1 日改定

2024 年 4 月 25 日改定